各都道府県 財政担当課 市町村担当課 議会事務局 各指定都市 財政担当課 議会事務局

総務省自治行政局公務員部福利課

地方議会議員年金制度の廃止に伴う留意事項等について(その2)

地方議会議員年金制度については、先に平成22年12月24日付け事務連絡でお知らせしたとおり、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとし、平成23年通常国会に廃止措置を講ずる法案を提出する予定であります。

このたび、「地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針」を別紙1のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

また、制度の見直しを前提に、平成23年度に地方公共団体が負担すべき額として、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費1,301億円を含む、1,347億円を地方財政計画に計上することとしております。

平成23年度の地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金の詳細な算定方法 及び支払方法(回数、時期及び金額)は、別紙2のとおり予定しております。

なお、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費の財源は、制度廃止時点で 地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、毎年度、現職議員の標準報酬総額 に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとなります。

制度廃止後は、現職議員からの掛金収入がなくなること、平成23年1月以降の退職者のうち在職12年以上の年金受給資格を有する者に対して一時金選択を認めること等により、公費負担額は短期的には増加するものの、その後は大きく減少する見込みであり、公費負担総額は抑制されるところであります。

上記を踏まえ、平成23年度の地方公共団体の負担金の予算計上等について適切に対処いただきますとともに、貴都道府県内の市町村(財政担当課・議会事務局)に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

担当 小比類巻、清水 TEL:03-5253-5558 都道府県議会議員共済会 市議会議員共済会 町村議会議員共済会

総務省自治行政局公務員部福利課

地方議会議員年金制度の廃止に伴う留意事項等について(その2)

地方議会議員年金制度については、先に平成22年12月24日付け事務連絡でお知らせしたとおり、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとし、平成23年通常国会に廃止措置を講ずる法案を提出する予定であります。

このたび、「地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針」を別紙1のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

また、制度の見直しを前提に、平成23年度に地方公共団体が負担すべき額として、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費1,301億円を含む、1,347億円を地方財政計画に計上することとしております。

平成23年度の地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金の詳細な算定方法 及び支払(回数、時期及び金額)は、別紙2のとおり予定しております。

なお、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費の財源は、制度廃止時点で 地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、毎年度、現職議員の標準報酬総額 に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとなります。

制度廃止後は、現職議員からの掛金収入がなくなること、平成23年1月以降の退職者のうち在職12年以上の年金受給資格を有する者に対して一時金選択を認めること等により、公費負担額は短期的には増加するものの、その後は大きく減少する見込みであり、公費負担総額は抑制されるところであります。

上記を踏まえ、平成23年度の共済会の事業計画及び予算の作成や現職議員、受給者等に対する制度の見直しの周知について適切に対処いただきますとともに、平成23年度の地方公共団体の負担金の予算計上等について各地方公共団体の議会に対して速やかにご連絡いただくようお願い申し上げます。

担当 小比類巻、清水 TEL:03-5253-5558

地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針

平成23年1月25日

1. 基本的な考え方

- (1) 地方議会議員年金制度を廃止することとする。廃止の時期は、平成23年6月 1日とする。
- (2) 廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源は、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとする。
- (3) 平成23年通常国会に、廃止措置を講ずる法案を提出することとする。

2. 廃止後の給付の取扱いについて

- (1) 廃止時に現職である議員
 - ① 廃止時に年金受給資格を満たしている者(在職12年以上) 掛金総額及び特別掛金総額の80%の一時金の給付を受けるか、廃止前の法 律の例により年金の給付を受けるかを選択できることとする。
 - ② 廃止時に年金受給資格を満たしていない者(在職12年未満) 掛金総額及び特別掛金総額の80%の一時金を給付する。
 - ※廃止後に退職した者の一時金の受給時期は、任期満了を含む廃止後最初の退職 時とする。

(2) 廃止時に既に議員を退職している者

廃止時に既に議員を退職して退職年金の受給事由が生じている者については、 廃止前の法律の例により年金給付を継続することとする。

ただし、平成23年1月から5月までに退職した者については、退職時に年金 受給資格を満たしている場合には(1)①、退職時に年金受給資格を満たしてい ない場合には(1)②の取扱いによることとする。

(3) 退職年金に係る給付の引下げと支給停止措置

① 退職年金額が一定額を超える者に対する給付の引下げ

(1)、(2)のいずれの場合においても、退職年金の年額が200万円を超える者に給付する退職年金については、当該超える額の10%に相当する額を引き下げることとする。

② 高額所得者に対する支給停止措置の強化

(1)、(2)のいずれの場合においても、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額(住民税の課税総所得金額ベース)との合計額が700万円を超える者に給付する退職年金については、当該超える額の2分の1に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額(現行190.4万円)を廃止することとする。

(4) 遺族年金の取扱い

遺族年金については、廃止前の法律の例により年金を給付することとする。

(5) 平成23年1月以降の掛金分の取扱い

平成23年1月以降に退職して一時金を受給する者については、同月分から平成23年5月分までに支払った掛金総額及び特別掛金総額の全額を一時金に算入する。

なお、廃止時に既に退職している者については、既に支給されている一時金と の差額分を廃止時に支給することとする。

(別紙2)

- 1 負担金の算定方法
- (1) 都道府県の議会の議員
 - ① 給付費負担金
 - (a) 平成23年4月及び5月:各月に在籍した当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の 総額に10/100を乗じて得た金額(従前どおり)
 - (b) 平成23年6月から平成24年3月まで:平成23年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額の総額に10を乗じて得た金額に56.1/100を乗じて得た金額に56.1/100を乗じて得
 - ② 事務費負担金

20,900円に当該地方公共団体の議会の議員の数(条例定数)を乗じて得た金額

- (2) 市(特別区を含む)の議会の議員
 - ① 給付費負担金
 - (a) 平成23年4月及び5月:各月に在籍した当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の 総額に16.5/100を乗じて得た金額(従前どおり)
 - (b) 平成23年6月から平成24年3月まで:平成23年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額の総額に10を乗じて得た金額に102.9/100を乗じて得た金額
 - ② 事務費負担金

13,000円に当該地方公共団体の議会の議員の数(条例定数)を乗じて得た金額

- (3) 町村の議会の議員
 - ① 給付費負担金
 - (a) 平成23年4月及び5月:各月に在籍した当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の 総額に16.5/100を乗じて得た金額(従前どおり)
 - (b) 平成23年6月から平成24年3月まで:平成23年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額の総額に10を乗じて得た金額に102.9/100を乗じて得た金額
 - ② 事務費負担金

15,000円に当該地方公共団体の議会の議員の数(条例定数)を乗じて得た金額

※ 平成23年4月1日における現員。

平成23年3月中に任期満了を迎え4月1日に在職していない場合にあっては、当該任期満了時における現員。また、平成23年4月1日までに市町村の廃置分合又は境界変更が行われ、4月2日以後に設置選挙又は増員選挙を実施予定の場合にあっては、当該設置選挙又は増員選挙の実施時における現員。

2 負担金の支払方法

- ① 給付費負担金
 - (a) 平成23年4月及び5月:各月分の負担金額を掛金と同時に月末までに支払う(従前どおり)
 - (b) 平成23年6月以降:支払回数は4回とし、支払時期及び支払金額は下表のとおり

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	
支払時期	平成23年6月	平成23年8月	平成23年11月	平成24年2月	
支払金額	(b)の5/10の金額	(b)の2/10の金額	(b)の2/10の金額	(b)の1/10の金額	

- ※ 支払日の期限は20日を原則とするが、平成23年6月については、同月に市・町村議会議員共済会の積立金が枯渇する見込みであることから、両共済会の収支状況を勘案し、制度廃止後直ちに払込みを依頼する場合がある。
- ② 事務費負担金:各地方議会議員共済会から別途依頼(従前どおり)

地方議会議員年金制度の給付に要する経費の公費負担額の推移

(単位:億円)

年 度	都道府県			市町村			合 計		
	年金	一時金	計	年金	一時金	計	年金	一時金	計
23	37	63	100	647	596	1,243	684	659	1,343
24	35	5	40	600	300	900	635	305	940
25	30	10	40	560	140	700	590	150	740
26	45	5	50	530	160	690	575	165	740
27	40	120	160	510	640	1,150	550	760	1,310
28	30	0	30	490	0	490	520	0	520
29	30	0	30	460	0	460	490	0	490
30	30	0	30	440	0	440	470	0	470
40	10	0	10	210	0	210	220	0	220
50	3	0	3	60	0	60	63	0	63
60	0	0	0	10	0	10	10	0	10
70	0	0	0	1	0	1	1	0	1
総額	約500億円	約200億円	約700億円	約8,900億円	約1,800億円	約1兆700億円	約9,400億円	約2,000億円	約1兆1,400億円

- 注1 平成23年度は地方財政計画計上額。平成24年度以降は概数での試算(現在精査中)。
- 2 総額は、平成23年度から平成81年度までの約60年間での累計。
- 3 年度別の所要額及び総額は、いずれも平成23年1月以降の退職者のうち、年金受給資格を有する者(在職12年以上)の全員が一時金を選択した場合のもの。 ※年金受給資格を有する者の全員が一時金を選択した場合には、公費負担額は短期的には増加するものの、早期清算により公費負担総額の抑制が図られるところ。
- 年金受給資格を有する者の全員が年金を選択した場合は、平成23年度公費負担額は895億円、公費負担総額は約1兆3,600億円と試算。
- ※毎年度の地方公共団体負担金額と実際に給付に要した経費との差額分は、後年度で精算予定。
- ※円滑な資金繰りを図るため、当面、翌年度の給付額の8分の1程度の積立金を、年度末において最低限保有することとする。
- 4 平成23年4月及び5月に納入される掛金は平成23年度の給付に充てる。また、共済会が保有する資産については、満期となったものから順次取り崩して給付に充 てたものとして試算。
 - (都道府県議会議員共済会は平成23年度に23億円、総額約100億円を充当。市及び町村議会議員共済会は平成23年度に127億円を充当。)
- 5 地方財政計画には、別途事務費負担金を計上(平成23年度は4億円計上)。